陝西同州の馬氏

——明清時代における一郷紳の系譜——

寺田隆信

一

源を甘粛省渭源縣鳥鼠山附近に發する渭水は、寶鷄縣から陝西省の領域にはいり、東流して潼關にいたって黄河に合流する。寶鷄から潼關にいたる渭水流域は、河谷ようやくひらけ、中國文化の發祥の地として、古く周代以來、秦・漢・隋・唐諸王朝の時代をつうじて、西安附近は永く國都の地であった。西安は明初にかくの如く改名されたが、いわゆる古都長安であり、明代には州六・縣三十三を領する陝西省會の地であった。この西安から東北約一二〇キロメートルのところに同州はあり、明代をつうじて、西安府の屬州であったが、自らもまた、朝邑・郃陽・韓城・澄城・白水の五縣を統轄する、當地方の一中心地であった。[1] 明代において陝西省が生んだ唯一人の「宰相」[2]である馬自強（正德八～萬曆六）は、この同州に誕生した。

ところで、同州の馬氏については、「關西馬氏世行錄」[3]（全一四卷）と題する一種の家譜的碑傳集が、末孫の馬先登（生卒年不明、道光二七年の進士）によって編纂されており、明初から清代末期まで、四・五百年間の系譜を、族人の經歷とともにたどることができる。その系譜は別表の如くであるが、本論にみるとおり、「世行錄」に墓誌銘や傳をもつ人々は、ほとんどすべて生員以上の身分をもち、官界・政界に活躍したばかりか、郷里の同州一圓においても、在地の有力者ある

馬氏世系表

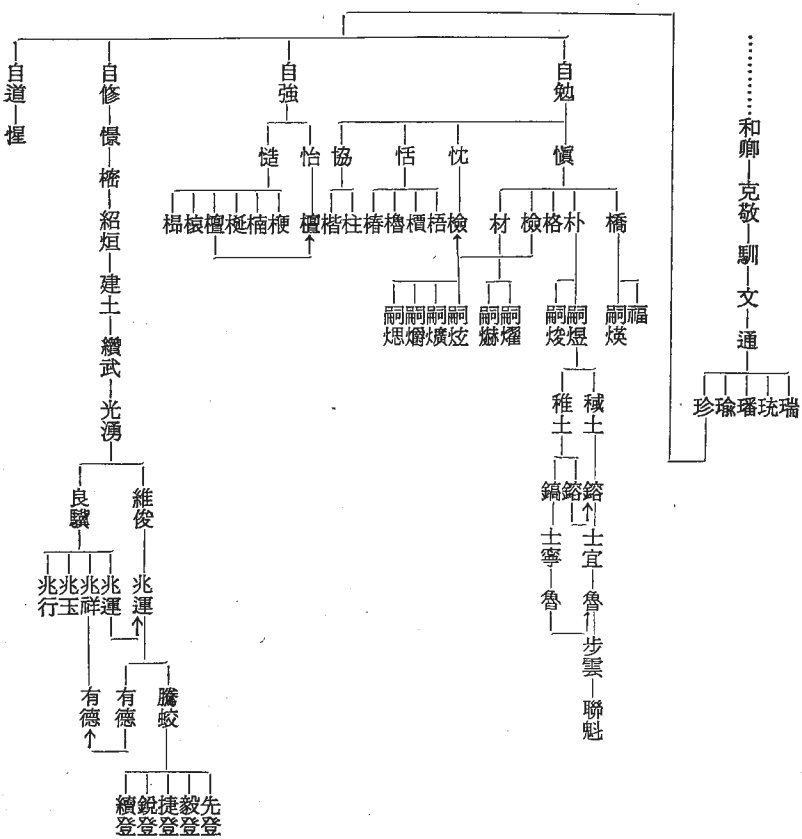
……和卿—克敬—馴—文—通
珍 瑜 璠 琉 瑞
自道—惺
自修—憬—榣—紹烜—建土—續武—光湧
良驥
兆行 兆玉 兆祥 兆運
有德
維俊—兆運
有德
騰蛟
續登 銳登 捷登 毅登 先登
自強
慥 怡
楫 楨 檀 梃 楠 楩 檀
自勉
協 恬 忱 愼
楷 柱 椿 櫓 櫝 梧 檢 材 檢 格 朴 橋
嗣烟 嗣爝 嗣熿 嗣炫 嗣爀 嗣爝 嗣焌 嗣煖 嗣福 煐
稚土 稶土
鎬 鎔 鎔
士寧 士宜
魯 魯
步雲—聯魁

いは指導者として、郷黨に大きな影響力を發揮した。この意味において、馬氏は典型的な「郷紳」[4]の一家であったということができる。しかも、「世行錄」は、馬氏の系譜や族人の經歷のみにとどまらず、その在地における勢力關係、經濟的基盤をも明らかにするところがあり、その點についても、有用な史料たるを失わない。

そこで、以下、この「世行錄」を主たる史料としつつ、明清時代をつうずる馬氏一族の生き方を解説してみようと思う。それは、「郷紳」と、彼らの周邊によこたわる諸問題、たとえば、地域社會における政治・經濟・文化の諸機能について、彼らがになった役割を實態的に提示することにより、「郷紳」問題を究明するための、一つのケース・スタディとなるであろう。

二

馬氏の遠い祖先のことはよくわからないが、馬自強自撰の父親馬珍の傳——誥贈通議大夫詹事府詹事兼翰林院侍讀學士先考南野公暨妣李淑人繼妣張氏行狀（世行錄卷二）には、つぎのように書れており、他の史料についても、記すところは同じである。

馬氏上世、故無譜、長老傳言、國初避兵來家於同州城南八里許馬坊頭、今所可知者、僅五世祖耳、五世爲和卿、和卿生克敬、世業農稱善富、克敬生馴太學生、馴生文、文生通太學生、知博野繁峙二縣、以廉幹聞、…有六子、先公最少、諱珍、

これによると、馬氏は、明初の頃、戰亂を避けて同州城南八里ばかりの馬坊頭に移り住んだが、名前の明らかなのは馬和卿なる人物が最も古いという。別の史料[5]には、同州に來るまで、馬氏は扶風の人であったとあるから、同じ陝西の鳳翔府扶風縣から同州に移住して來たのであろう。そして、馬和卿の子を克敬というが、この頃、すでに「農を業とし善富を稱せられた」というから、馬氏は一應富農と認められていたらしい。ついで、克敬の子馴にいたって、太學生となり、は

じめて士大夫の身分を獲得した。その馴の子が文であり、文の子が通であるが、彼は太學生から出發して、博野（直隷）・繁峙（山西）兩縣の知縣を歴任し、馬氏として最初の任官者となった。通には五（六）[6]人の男子があったが、末子が珍、つまり馬自強の父親である。

ところで、「馬氏世行錄」のおさめる傳記のうち、一番古いのは、馬通のものである。彼は馬自強の祖父であるが、この事實は、馬氏が祖先の事蹟を記錄にのこしうるようになったのは、この時期からであったことを示している。それは、馬氏の社會的・經濟的地位が定まったことと無關係ではないが、また、馬自強の功績により、祖先に官位を追贈されるにあたって、彼らの事蹟を調査する必要があったこととも關係するであろう。

馬通[7]（生卒年不明）　字は致遠、その父文は八人の男子をもったが、彼は長子である。十二才で州學の學生となり、ついで景泰初年には太學生にすすんだ。この間の事情について、孫繼皐撰の誥贈光祿大夫太子太保禮部尚書兼文淵閣大學士繁峙令馬公神道碑銘（世行錄卷一）には、つぎのようにみえる。

十二補州諸生、有儁聲、景泰初、詔諸生、納馬佐邊費、得升太學、公遊太學、成化中、用太學生久次謁選、得保定之博野丞、

景泰初年[8]といえば、正統十四年（一四四九）八月、いわゆる「土木の變」の直後にあたり、明朝の北防體制が一時壞滅狀態におちいって、兵部尚書于謙らが再建に努力しつつあった時期であるが、この時、馬通は、軍馬を納めて國防費を援助（捐納）し、その功によって太學生となり、成化年代にいたって、保定府（直隷）博野縣の縣丞に任ぜられた。すでに數代前から「善富を稱せられ」ていた馬氏の財力が、彼を官界におしだす原動力となったのである。「碑銘」がつづいて記すところによると、在任九年の後、成績を認められた彼は知縣に昇進する。そして、知縣在任四年の後、前後して兩親の死にあい、任を去ったが、服喪期間がおわると、あらためて山西繁峙縣の知縣に起用され、五十六才で任地に死去した。

以上が馬通の生涯の概略であるが、彼は五人の子をもった。それぞれ士大夫の身分をもっていたらしく、「子男五、瑞

・琥・璠皆有官、璠稟生、珍宛平丞」と「碑銘」は記しているが、末子の珍以外の者については、具體的なことは何もわからない。

馬珍⑧（成化一五～嘉靖四五）　字は廷聘、別號を南野と稱した。彼の官界への登場について、馬自強撰の前掲「行狀」は、つぎのように書いている。

大父早見背、公爲學官增廣弟子、文譽烝烝起、而大母憐少子、不欲以攻文苦之、奉例升太學、……後十餘年、而爲宛平縣縣丞、

州學の學生となった後、末子である彼を勉學で苦しめることを願わなかった母親の希望で、父親と同じく捐納によって太學生となった馬珍は、十數年をへて、直隸順天府宛平縣の縣丞に任官した。つづいて、嘉靖初年、無實の罪で告發されたが、あえて辯解せず、縣丞の官を免ぜられたのを機に歸鄉、以後、鄉里にあって、母への孝養と子弟の訓育をつとめとして餘生をおくったと、「行狀」は記している。

馬珍の官僚生活は右のとおりであったが、彼の場合、それにもまして注目しなければならないのは、歸鄉後の生活である。それによって、馬氏の家庭と經濟狀況を知ることができる。「行狀」は書いている。

當是時、余家（馬氏）三世同居、上無私積、下無間言、家庭之間、雍雍如也、後以子孫滋繁、與諸姪析居、尤多所讓云、公用財不盈縮計、有則用盡乃已、以故雖嘗子錢無厚積、用數不足、而公怡然自樂、常手一編以自娛、見古人忠孝節義事、必嘆賞久之、

すなわち、この頃、馬氏は家產の分割をしたこと、記述はやや具體性を缺くが、馬氏は金貸しをしていたらしいことなどが知られる。馬珍の傳として「世行錄」は他に三編をおさめているが、その一つ、張四維の誥贈通議大夫詹事府詹事禮部左侍郎兼翰林院侍讀學士直隸順天府宛平縣縣丞南野馬公墓誌銘（世行錄卷二）は、金貸しを營む彼について、つぎのように述べている。

家舊饒裕、公博學好施、用財不訾省有無、雖常子貸錢穀、卒無以自殖、人或不能償、卽與折券、鄉人習公長者、或併緡本隱沒之、亦不與校也、

また、李廷機の筆になる墓表（世行錄卷二）も、右と同じことを、つぎのように書いている。

其先世子錢穀、公雖循爲之、而時時棄責燔券、多所縱舍、鄉人習公長者、往往爲詐諼以逃責、公不疑、卽知亦遂置不問、

以上によって、馬氏が代々金貸しをやっており、馬珍もこれを受けついだことは明らかである。ただ、彼の場合は、人柄の反映として、重い利息をとらず、返濟不能の者、僞って返濟しない者たちにも、寛大であったというにすぎない。そして、「行狀」に「里中の人、長少となく、ただに公を望見すれば忻然起敬せざるなきのみならず、背後にも絕えて一怨言者なし」と記すような、鄉黨の尊敬をあつめつつ生涯をおえたという。退職官吏としての聲望と惠みぶかい人物としての評判が、このような人々の態度につながっているのであろう。

彼には四人の子があった。自勉・自強・自道・自修である。

三

馬自勉[10]（正德四～萬曆二四）　字は伯懋、號を懋菴という。幼時から學業に精勵し、尙書や春秋を學んで州學の學生となったが、鄉試にはついに合格しなかった。嘉靖四十二年になってようやく河南郟縣の訓導に任じられたが、父の喪にあって一時退任の後、山西長垣縣の訓導、河南信陽州の學正をへて、隆慶六年には國子監助敎に就任した。ついで、母の死をとむらってから、萬曆六年、順天府通判にすすんだが、同年十月、文淵閣大學士として宰相の地位にあった弟自強の死去を機に退官、その柩にしたがって歸鄉し、以後、一切の官職につかなかった。同州歸鄉後の彼の生活を、王家屏の承德郎直隸順天府通判懋菴馬公墓誌銘（世行錄卷三）は、つぎのように書いている。

與里中耆舊結社優游、以樂餘年、足跡罕入城市、州守及諸文學、鄉射飲賓、爭以致公爲重、

もと順天府通判であり、故宰相の兄ということで、彼に對する鄉里の人々の尊敬は當然であるが、彼はまた、當地の官界や士大夫仲間からあつく遇せられた。そして、八十八才の長壽を全うした後、四人の男子（愼・忱・恬・協）をのこしてなくなった。なお、彼の夫人楊氏は、州西五里河上の楊鳳の末娘であるが、彼女が十九才で自勉に嫁いできた頃のこととして、馬自強の楊孺人墓誌銘（世行錄卷三）には、つぎの記載がある。

時馬氏三世同居、會食常數百指、中饋事人極畏之、孺人以新婦當之、無難色、

三世同居の大家族であった馬氏の日常生活の一端をうかがうことができるであろう。前述のとおり、自勉の父珍の離任歸鄉後、馬氏は家產の分割を實施しているが、これは、それ以前の事情を述べたものと考えられる。この後、自勉以下の四兄弟は、それぞれ家計を別にして生活することになった。

ところで、彼にも父親と同じように、錢穀の貸出し業務の經驗のあることが、前掲「墓誌銘」のなかに記述されている。

公…每遇麥秋、常糴麥百數十斛、俟發春糶之、如糴之直、其貧不能酬直者、量貸予之、龠合所牟息、人以爲有麥舟之義焉、丁亥（萬曆六）關中大侵、蓋藏之家、咸利穀貴、不肯出責、公特命叔子、盡發困廩以貸餓者、所全活甚衆、

語られているのは、彼が麥穀の囤積によって利益をえようとはしなかった義擧的行爲であるが、それを額面どおりに受けとる必要はないであろう。彼が收穫期に麥を大量に買いいれたのは、別に端境期に人々を救濟するだけが目的ではなく、その投機的賣買が企てられたとしても不思議ではない。すでに明らかなとおり、馬氏が代々錢穀の貸附けをやっていた以上、そこに利殖の動機がなかったはずはない。

馬自強[19]（正德八～萬曆六）　字は體乾、乾菴と號した。嘉靖十九年、陝西鄉試に第一位で合格、同三十二年には進士となり、翰林院庶吉士に任ぜられた。以後、翰林院檢討・同修撰・同侍讀・司經局洗馬兼管國子監司業事・司經局洗馬兼翰林

院侍講・國子監祭酒を歴任、その間、何度か鄉試や會試の同考官をつとめ、永樂大典（副本）や世宗・穆宗實錄、大明會典の編纂に參加し、皇太子（のちの神宗）の講官をもつとめた。ついで、詹事府少詹事兼翰林院侍讀學士・禮部右侍郎兼翰林院侍讀學士・吏部左侍郎兼翰林院侍讀學士・禮部尙書兼翰林院學士など、中央政府の要職を占めたが、萬曆六年三月、「首輔」として國政の全權を掌握していた張居正が歸鄉服葬するにあたり、その推薦によって太子太保兼文淵閣大學士にすすみ、張四維・申時行らとともに、內閣にあって機務に參畫したが、在任六ケ月あまりで、同年十月十三日、在職のまま死去した。ただちに詔敕が發せられ、少保を贈り、文莊と諡を賜わった。

以上は、「世行錄」卷四におさめる六編の傳のなかから、主として、次男慥の筆になる誥授光祿大夫太子太保禮部尙書兼文淵閣大學士贈少保諡文莊先考乾菴公行實によって要約した馬自強の經歷である。これによって知られるとおり、馬自強は馬氏の生んだ最初の進士であり、しかも、生涯をつうじて常に中央政府の官職を歷任するというエリート・コースをあゆみ、ついに宰相の地位にのぼった、いわば官界の大御所的存在であった。彼がでたことによって、馬氏の名聲は、同州においてはいうまでもなく、陝西全省にもなりひびいたであろう。そして、彼の長男怡は擧人となり、次男慥もまた進士となって、父の名をはずかしめなかった。

馬自修[18]（正德一一～萬曆三七）　字は叔允、號は允菴。三人の兄弟がいずれも官界にすすんだのに對し、彼一人ははやくその途をすて、終生仕官しなかった。彼の傳である、韓爌の散官允菴馬公墓誌銘（世行錄卷五）には、

公先未冠、已釋儒業、治農田、尋販粟鄜延商洛間、崎嶇跋涉、家計浸裕、

とある。馬氏が農業で產をなしたことは、すでに言及したところであり、天啓同州志卷二に「士も十の九は兼農す」とあるように、農業に從事することは、當地方では、士大夫の家でも普通のことであったが、商人となったのは、馬氏では彼が最初である。同じ陝西省內の鄜州・延安・商州（商洛）などから同州へ穀物を販運するのが、彼の業務であった。同州から鄜州・延安地方へは、洛水をさかのぼることによって、比較的容易に到達できたと考えられ、また、彼の兄嫁である

自勉夫人楊氏の前掲墓誌銘（馬自強撰・世行錄卷三）にも、

壬辰（嘉靖一一）歳大侵、家人以衣易粟鄙延、

などとあるのによると、同州にとって、これらの地方は一種の食糧供給地の役割をになっていたかと思われる。商人たることに對する彼の考え方は、つぎの一文によって理解できる。

有言昆從皆儒、而獨農且商者、輙然曰、如是則藝黍稷牽牛馬、奔走孝養、非耶、…其解言者亦曰、業儒光門戶、力田致奉養、何偏輕重之有、（韓爌撰・墓誌銘）

右文は、三人の兄弟が官界にすんだのに對し、彼だけが鄉里にのこって農耕と商業に專念した理由を問われた時の返答であるが、そこには、農業や商業に從事することをうしろめたいとする考え方は全く認められない。官界に活躍する兄弟たちに代って鄉里をまもり、兩親につかえる者の自負すら感じられるであろう。事實、前述のとおり、父馬珍は嘉靖初年に退官歸鄉の後、四十年近くを鄉里にすごしているが、この父親につかえて孝養をつくしたのは、彼であった。こうした人物があってはじめて、馬自強らのはなばなしい榮達も可能であったのである。彼には一子憬があり、「明經[13]より起り、山西曲沃縣丞に官たり」と、父の「墓誌銘」に附記されている。

馬自道[14]（嘉靖二〜萬曆四四）　字は體道、號は虛菴。他の兄弟と同じように、幼時から勉學に精勵し、州學の學生となったが、鄉試には合格せず、一時、鄉里に歸った父につかえた後、太學にすすみ、やがて山西平定州の州判に任ぜられた。彼の官歷はこれだけで、それ以外の官職には自らの意志でつかなかった。退官歸鄉後の彼の生活を、李元吉の徵仕郎平定州判官虛菴馬公墓誌銘（世行錄卷五）は、つぎのように書いている。すなわち、まず、

公歸、與郡中同志高年者結社、令節良辰、置酒高會、

と、有力者と認められる人々との交遊を指摘した後、彼が鄉人の間で重んぜられ、利害の調停者として期待されていたことについて、

公性嚴重、而明達好直言、諸鄉人有競不得平者、質于公、公以數語折伏之、咸心服去、

と述べ、さらに、彼が地方の有力者として、學校の修築に努力したことを、

公卽以心計起家、而獨尙義好施濟、郡修學宮、人無肯主其事者、以屬公、卽捐貲倡義、取材于市、徵甎于陶、自大成殿及兩廡戟門、煥然一新、視昔規模倍勝焉、

と記している。これによって知られるとおり、自ら退職のもと官僚であり、宰相にもなろうというエリート官僚の兄をもち、當地方の有力家族である馬氏の一員として、彼が鄉里のために多方面にわたって盡力したことは明らかである。しかも、事蹟はこれのみにとどまらない。「墓誌銘」は、右につづけて、

他如折張騰壁常討等之劵、還其產、免其償、與夫施饑扶危・給槥掩骼・捨藥救病者、蓋不可勝數云、

といっている。騰壁・常討の二語の意味はよくわからないが、折張＝折賬は帳消しにすることであるから、前半部は他人に貸しあたえた財貨を棒引きにし、抵當物件を返還し、その償還を免除したことをいうのであろう。後半部が飢饉の救濟・死者の埋葬・病者の看護をいうことについては、說明は不要である。つまり、この記事によって、彼が慈善や救濟の事業にも熱意を示したことが知られる。また、彼の修業時代のこととして、「墓誌銘」は「田畜を用って其家を起す」と書き、夫人王氏の內助の功をたたえて、

時公外習儒業、孺人內持家政、……督隸人力田畜牧、家日蒸蒸起、公之饒富、孺人有力焉、

といっているのをみると、その家は農業と牧畜に從事し、なお生產者的な側面を失っていなかったと思われる。こうした財力を背景として、前述の、退官後の生活も可能であったのであろう。なお、彼には一子惺があり、太學生の身分をもったと、父の「墓誌銘」にはあるが、詳しい經歷は不明である。

四

「世行錄」がつづいて載せているのは、馬自勉と自強の子供たちの傳である。

馬愼[15]（嘉靖九～萬曆二八）　馬自勉の長子で、字は約甫。彼が成人に達した頃、恐らく嘉靖三十年代のことであったと思われるが、當時の馬氏の狀況について、李維楨が書いた彼の傳＝贈奉直大夫散官約甫馬公墓誌銘（世行錄卷六）は、つぎのようにいっている。

馬氏故善富、迨繁峙（通）宛平（珍）兩公、以宦減產、順天公（自勉）方治經、生業不暇問、而會歲數惡、俯仰時不給則謂公、吾與爾俱家督、吾以學廢、是責在爾、何必讀書、然後爲學、于是公罷經生業治生、

曾祖父・祖父二代にわたって、捐納で官途についたため、かなり財產を減らしていた馬氏の經濟狀態では、父と彼がともに學業を全うできなかったから、父の命により、彼は志をすてて家產のたてなおしにあたることになった。家產の分割によって、經濟狀態は一層急迫してもいたのであろう。彼がこれについていかに努力したかを、「墓誌銘」は、夫人張氏の內助を例にひいて、

（張）孺人拮据井臼機杼間、夜以繼日、公喜、吾得鴻妻、無內顧矣、三時督家衆力田、率畝一鍾、更脫孺人簪珥、斥旁畝、積粟益饒、家有宛財、一切倉卒取辦無乏矣、順天公與其仲子吉州博士忱・季子禹州守協、得搏心輯志、先後用文學起家、而順天公兄弟宦遊、公當戶事王父母盡歡、……

と記す。彼が自ら農業に精勵し、一家の財產をふやすのに成功したばかりでなく、父自勉や弟たちが學問に精勵し、官界にすすむ大きな後楯となったことがうかがえる。たとえ、家產が豐かであったとしても、誰かが鄕里にあって家をまもり、老人を養うことがなかったならば、身內の者が官界で活躍するのが困難であったのは、前揭馬自修の言葉のとおりであったろう。そして、祖父珍が家產を分割した時に、彼は弟たちとともに、それにあずかっている。當時、陝西地方の習慣として、家產を分割するにあたって、孫たちも分與にあずかったことが知られよう。

秦人俗、父子折箸、亦及家孫、公當有受于宛平公（珍）、與諸弟鈞之、（李維楨撰・墓誌銘）

さらに、多數の官僚をだしている馬氏の當主としての彼の生活の一端を、「墓誌銘」はまた、つぎのように書いている。

州大夫繕學舍、首捐貲鳩工、關西饑、發廩以賑、已從洛渭、運粟三艘、盡散之、所全活無算、

州學の修理や飢饉の救濟には、率先して活躍するなど、地方の有力者としての責務を、彼は熱心にはたしたのである。彼には五子、橋・朴・格・檢・材があり、その經歷はのちに紹介するが、次男の朴は擧人となり、雲南布政司副使にまですすんだ。

馬忱[16]（嘉靖一二～萬曆二七）　自勉の次男で、字は信甫である。叔父自強より學問の手ほどきをうけ、若くして博士弟子に補せられたが、鄉試にはついに合格せず、官界の有力者である叔父をもったにもかかわらず、獵官運動にも加わらず、山西絳州の訓導で滿足した。そして、河南杞縣の訓導、山西吉州の學正になった程度の經歷で、官僚としては不遇であった。四子をもうけたが、梧は貢生、櫝は禮部儒士、櫓は無位無官、椿は把總となった。

馬恬[17]（嘉靖一五～萬曆一八）　自勉の三男で、字は靜甫。長兄愼とともに同州の家業をまもり、父や兄弟たちが官途につくのをたすけたが、彼の業務について、南軒撰の處士馬靜甫墓誌銘（世行錄卷六）は、つぎのような文章で、これをつたえている。

然素善爲生計、好施予、里中不給者、稍稍就貸、靜甫不厚責償、人以此德之、亡何穀頓起、郡內及諸鄰封慕其義稱貸者、日塡門、久之積穀數千石、里中賴以擧火者、不啻數十家、比歲關中大饑、穀價騰湧、蓋藏之家、多乘時射利、靜甫獨出責如常、族黨里人、賴以存活者衆、間或負且貸焉、亦皆憐而與之、未嘗有厭心、

馬氏が金錢や穀物の貸しだしを業としていた例は、すでに幾つか提示したが、彼の場合もその一例である。いうところは、穀物を貸しだすにあたって、利息をたかくとらず、暴利をむさぼらなかった彼の營業態度を賞讃するところに力點があるが、要するに、彼は穀物を大量にたくわえ、これを近隣の人々に貸しだすのを業務としていたことは間違いない。彼

は手びろく、一種の高利貸し、米穀の投機を營んでいたのである。彼は、宰相の甥であったにもかかわらず、終生官界へ足をふみいれることなく、庶民の分をまもって質素な生涯をおえたと、「墓誌銘」の末尾には附け加えられている。そして、彼には子供はなく、長兄愼の第四子檢があとをついだ。檢は州學の學生から、のちに蘇州府通判となった。

馬協[18]（嘉靖三〇～天啓四）　自勉の四男で、字は恭甫、寅所はその號である。十一歳で州學に入學、萬曆七年、二十九歳で鄉試に合格（擧人）、直隸廣宗縣の知縣、河南新鄭縣の知縣、河南禹州の知州、南直隸鳳陽府丞、刑部郎中をへて、萬曆四十一年には湖南辰州府の知府に就任したと、南企仲撰の彼の傳＝中順大夫湖廣辰州府知府寅所馬公墓誌銘（世行錄卷七）にはある。なお、彼には二子があるが、長男桂、次男楷は、ともに生員の身分をもった。

馬怡[19]（嘉靖二〇～萬曆三五）　馬自強の長男で、字は順甫、號は裕軒または效乾と稱した。鄉試に合格したのは隆慶元年、二十六歳であるが、官職についたのは萬曆十四年、四十六歳の時であった。このように、二十年間も空白の時期があるのは、會試に合格できなかったことにもよるが、鄉試合格の翌年、父の命により鄉里に歸っていたからである。萬曆六年十月、父が沒して後、服喪をおえると北京にで、前述のとおり、萬曆十四年、はじめて翰林院孔目に就任した。ついで、吏部司務をへて、萬曆二十二年には兵部車駕司員外郎となったが、同年十二月六日、いわゆる「朝鮮の役」の和平協議に北京へやって來た小西飛[20]守（內藤如安）と對面、その「悖天嗜殺、侵蹂屬夷の罪」を詰問し、「輿論之れを壯とした」と、南師仲の書いた墓表（世行錄卷八）などにはみえる。そして、兵部車駕司郎中から、萬曆二十六年、山東布政司參議兼按察司僉事にうつり、臨淸州に赴任したが、この時もまた、宦官馬堂の誅求に端を發する「臨淸の民變[21]」がおこり、その鎭定に活躍している。彼の官僚としての地位は、これが最高で、その後間もなく退官し、同州に歸って「以節儉範家、而施予又不吝」（前揭墓表）というような生活を數年間おくり、六十七歳の一生をおえた。彼には實子がなく、弟慥の子檀が後嗣となったが、檀もまた州學の增廣生になっている。

馬慥[22]（嘉靖二五～萬曆四八）　自強の次男、字は顯甫、肖乾と號した。萬曆元年の擧人、翌年、父親につづいて、馬氏では

二人目の進士となった。そして、戸部雲南司主事に任じられたのを手はじめに、兵部の諸官、禮部祠祭司郎中をへて、南京尚寶寺卿にすすんだが、病氣を理由に退官した。退官歸鄉の後にも、屢々官界への復歸を求められたが固辭し、ついに同州から外へはでなかった。彼の最初の夫人張氏は、父自強と同年の進士であり、またともに宰相をつとめた張四維の娘であるが、こうした事實を考えると、彼の官界での毛並みは第一級のものであり、當時、馬氏は、名實ともに、全盛期にあったと思われる。張氏との間に二男、楩と楠があったが、いずれもはやくなくなり、張氏もまた、萬曆六年、三十歳の若さで病沒している。ついで迎えた夫人鄭氏との間に一男、梃があり、生員となったほか、側室との間に檀・楫・榱の三男があり、檀が兄怡のあとをついだことは、すでに述べた如くである。

五

つづいて「世行錄」がおさめるのは、馬自勉の長子愼の子供たちの傳である。

馬橋（嘉靖三三～天啓元）　字は昇若または伯濟、號を濟宇といい、馬愼の長子である。隆慶六年、州學の學生となり、萬曆元・四年と二度鄉試を受驗したが失敗、同七年、三度目にしてようやく合格した。その後、七度も會試に挑戰したが、いずれも不合格となり、ついに進士にはなれなかった。しかし、その學識は深く、とくに經學には精通し、學者仲間から「濟宇先生」と尊敬されていたという。彼が官界に足をふみいれるのは、萬曆三十八年、直隸曲陽縣司訓に任ぜられた時以後であるが、彼は五十七歳であった。そして、同三十四年、四川屛山縣の知縣に昇任したが、これが最後の任官となった。

このように、彼には永い不遇の時代があったが、この間、彼が學業にはげむと同時に、父や兄弟たちの面倒をみ、家務を怠らなかったことが、王宏祖の筆になる、彼の墓表（世行錄卷一〇）にみえるが、その一節はつぎの如くである。

先生朝夕承順、且學且綜家、丸田廬婚嫁問遺之事、皆當戶獨任、

二子をもうけたが、長子は幼少にして死亡、次子嗣煐があとをついだ。彼も州學の學生となり、讀書人の家系をつたえたことが、前掲墓表のおわりの部分に附記されている。

馬朴㉔（嘉靖三六～崇禎六）　馬愼の次子で、字は敦若、湄字と號した。幼時より學問を好み、大叔父自強を屢々感心させるほどの天才ぶりであったという。萬曆元年、十七歳で州學の學生となり、同四年には鄉試に合格したが、すぐには任官せず、代々住みなれた馬坊の舊居から城内にうつり、進修書院をひらいて講學した。そして、約二十年後の、萬曆二十六年に直隷景州の知州に任ぜられてはじめて官界にはいり、直隷の易州知州、刑部員外郎、同郎中をへて、湖北襄陽府知府をつとめ、雲南布政司副使にすすんだ。前掲天啓同州志の編者は、この馬朴である。彼にも兄と同じく二子があり、長子嗣煜は州學の學生となり、その經歷はのちに明らかにするが、次子嗣焌ははやくなくなった。

前掲「馬氏世系表」にみるとおり、馬朴のすぐあとに位置する弟の格があるが、この馬格の傳は「世行錄」にはみあたらない。末弟馬材の傳である、王宏祖の奉直大夫雲南師宗州知州季幹馬公墓誌銘（世行錄卷一一）によると、格は州學の廩膳生となったが、はやく世を去ったという。

馬檢㉕（隆慶三～崇禎九）　馬愼の第四子であるが、子のなかった叔父馬恬のあとをついだ。字を賢若、號を用宇といった。ただし、名前は、崇禎帝の諱「由檢」を避けて、晩年に楨とあらためている。州學の廩膳生となってから、鄉試を七回受驗したが成功せず、天啓四年、捐納によって貢生となり、同六年に蘇州府通判となった。當時、蘇州は中國最大の商工業都市であり、任官希望者が多かったから、科擧合格者でない者が當地の官職に任ぜられるのは異例のことであったらしい。王宏祖の承德郎直隷蘇州府通判用宇馬公墓誌銘（世行錄卷一一）によると、

以公承承德公（馬恬）之業、而益廣大之稱、素封宦歸、而家計漸落、可以知公生平人情、

とあるが、前述のとおり、養父馬恬は高利貸しを營んで、巨萬の富を築いたと考えられるが、この財産も、息子の一代でかなり減少したようである。おそらく、捐納に巨額の金錢を要したことも、その一因であったろう。前掲墓誌銘による

と、蘇州府通判としての彼の職掌は、織造と鹽法であったというから、この美缺をうるためには、他の官職よりは、一層多額の金錢が求められたのは當然である。子供四人をもったが、嗣炫と嗣爌はともに太學生、嗣爝と嗣煜は州學の學生と、いずれも生監の身分をもっている。

馬材[26]（隆慶六～崇禎一二）　馬愼の第五子で、字は季幹または達若、號を因宇といった。名前は、はじめ榛であったが、のちに材とあらためたものである。萬曆十九年、二十歳で博士弟子（生員）となり、文名は大いにたかかったが、鄉試には合格せず、失意のうちに任官の望みをすて、文學に生きがいを求めていたところ、晩年にいたって、思いがけなく四川石泉縣に赴任を命じられた。異例の任用であったという。しかも、石泉縣での功績を認められ、間もなく、雲南師宗州の知州にすすんでいる。二子をもうけたが、嗣燿は州學の學生となり、父のあとをつぎ、嗣爝は若年でなくなった。

六

自勉・愼とつたえられた馬氏の系譜のうち、「世行錄」によって知られるのは、愼の次子朴の子孫たちである。彼らの系譜は、前表にみるとおり、清朝末期までたどることができる。

馬嗣煜[27]（萬曆一七～崇禎一六）　字は元昭または空明、號を二岑といい、馬朴の長子である。萬曆三十一年、十五歳で州學の學生となり、七度も鄉試をうけたが、いずれも不合格となった。しかし、向學の志は衰えず、經史の學をきわめ、萬卷の書を藏して、受業生は數百人にものぼったという。その間、崇禎八年、附近に流賊が發生すると、彼は自ら火器をつくり、麥五十石・銀五十兩をだして州城の防衞をたすけ、また、同十三年、同州周邊が飢饉におそわれると、粟二百餘石・銀二百餘兩を提供して、一族および近隣の貧困者を救濟したりもしている。鄉紳の一人として、現體制を擁護するのに相應の努力をはらったというべきであろう。

そして、崇禎十五年、歳貢生として北京に赴き、山東濟南府の通判を授けられ、赴任の後には、濟南府武定州の知州の

職務を代行した。時あたかも、明朝末期の動亂期にあたり、流賊や清朝軍の侵攻がくりかえされていたから、これに對する防衛が、彼の主要な任務となった。翌十六年二月、武定州の任は解かれたが、離任の直前、清軍の攻撃[8]をうけて捕えられ、火中に投じられてなくなった。遺體は、清軍撤退の後、同年八月、郷里に歸えり、太僕寺少卿が贈られた。彼には二子、稶土・稚土があり、父の殉節にむくいるため、一子を蔭せられることになっていたが、翌年三月、明朝が滅亡したため實現しなかった。

以上は盧某の書いた誥贈中議大夫太僕寺少卿山東濟南府通判元昭馬公行狀（世行錄卷一一）によってたどった馬嗣煜の略歷であるが、この「行狀」には、彼が地主であったことをうかがわせる記事が二つ含まれている。まず、その在野時代のこととして、

竹峪谷地租數十石、寄雷動和家內、丙子（崇禎九）春寇犯華邑、動和乘隙自焚其廐、詐爲寇燬刼粟以欺公、公曰、人心皇皇、此何時也、卽以文簿付之、回祿不究、

とあるのによると、彼が鄕邑華州に土地を所有し、小作料を同地の雷動和の家にあずけていたことは明らかである。また、「行狀」の最後の部分には、撰者盧某が自分自身がうけた恩惠について、

余與公生不同時、居不同井、……渡河僑居楊村、藉公田數十畝、以耕以讀、十餘稔用、

と記している。つまり、盧某は、彼から田土を借りて暮しをたてていたのである。

なお、馬氏には、彼のほか、もう一人、明朝に殉じた人物＝馬嗣烋がいることが、馬先登の公呈明殉難贈太僕寺少卿濟南府通判馬嗣煜戶部員外郎薊州糧儲馬嗣烋崇祀忠義祠狀（世行錄卷一一）によって知られるが、この人物が系譜上どこにおかれるべきか不明である。

馬稶土[9]（崇禎三～康熙四八）　字は相九、奚疑子と號した。馬嗣煜の長子であるが、十四歲の時、父が武定州で戰沒したため、弟の稚土（字は舍九）とともに、貧苦のうちに少年時代をすごした。そして、苦學のすえ、博士弟子に補せられ、

康熙三十二年にようやく歳貢生にえらばれて北京にでたが、實官につくことなく、同學との交遊のうちに生涯をおわった。馬先登が書いた彼の傳＝歳貢生曾祖相九公行狀（世行錄卷一二）に、

與弟含九公（稚土）析居、初分城內西街產、較盛乃讓弟、而取南街業、

とあるのは、弟と家產を分割したこととともに、馬氏が城內にも財產をもっていたこと、それも二ケ所にわたっていたことをうかがわせる記事であり、また、

僕少公（嗣煜）笥中有貧、屢貸券數十紙、悉付丙丁、業既日落、猶于鄉里困乏者、勉爲周恤、待奴僕寬宏、不以細事苛求、

というのは、その經濟狀態をつたえる一節である。後者のいうところによると、當時、一家の暮しむきは良好でなかったが、にもかかわらず、困窮者の救恤につとめたこと、彼の家には奴僕がいたことなどが明らかとなろう。貧しくなったといっても、農民たちとは、次元のちがう話である。文中に「屢貸券數十紙、悉付丙丁」とあるのは、多分、他人に錢穀を貸した證文を火中に投じた、つまり、それを棒引きにしたことをいうはずであり、とするならば、馬氏がひきつづいて金貸しをしていたということになろう。

彼には子がなかったので、弟稚土の第三子鎔をもって後嗣とした。

馬鎔㉙（順治一八～康熙四四）　幼名を銖といったが、のちに鎔と改名。字は君典、馬稚土の第三子であるが、伯父稢土のあとをついだ。若くして州學の學生（增廣生）となったが、鄉試にはついに合格せず、四十五歳という比較的短命で、しかも養父に先きんじてなくなったため、官界にすすむことはなかった。のちに彼の孫となった馬魯の贈贈修職郎增廣生先祖君典公行狀（世行錄卷一二）によると、

公之時、當僕少公（嗣煜）殉難後、且累代淸宦、家無長物、雖有田數頃、以承糧與人者過半、業日蕭條、餬口維艱、

とあり、當時、一家は田數頃を所有していたというが、生活は依然として樂ではなかったらしい。「以承糧與人者」とい

うのは、やや抽象的で理解に困難であるが、税糧を承攬するのを條件に、他人に田土の用益をまかせること、つまり、質入れすることであろう。彼が死去した時、養父秣土は健在であったが、三年後に養父がなくなると、彼の一子士宜があとをついだ。

馬士宜[31]（康熙一五～乾隆一五）　字は時公、東園と號した。馬鎔の子である。七歳で學業の途にはいり、祖父から易經、父から詩經を教えられ、康熙三十二年、十八歳で州學の學生となったが、增廣生たるにとどまった。その理由として、馬魯の例贈修職郎增廣生先考東園公行狀（世行錄卷一二）が記すのは、

…累試不第、爲增廣四十餘年、歳屢荒歉、先業日落、不能專業詩書、以遂青雲之志、抑其時運之未可強哉、

という一事であるが、父の死後、一家の生計を支える責任が彼の肩にかかってきたことも、その一因であろう。「行狀」は、このことについて、さらにつぎのようにいう。

乙酉（康熙四四）父捐館、家務一身肩之、市先妣笥中遺物、得六七十金、贖所質之田、督家人楊忠・馬好善等治農、數年稍有蓄積、

康熙四十四年に父鎔がなくなった時、士宜は三十歳になっていたが、母の遺品を處分してえた金＝六・七十兩で、質入れしていた田を買いもどし、家人を督令して耕作せしめ、數年間の努力の結果、やや蓄積をもつようになった。この一文から類推すると、前掲馬鎔の「行狀」に「以承糧與人者」とあったのは、質入れしたことを指すのに間違いなく、父の代に質入れした田土を、彼はとりもどしたのである。そして、この田を耕すのに、彼は家人を督したとあるが、家人とは一種の家内奴隷と理解してよく、困窮のふちにあったとはいえ、なお地主であった馬氏の經營が、こうした勞働力に支えられていたことをうかがわせる。

こうして、彼の一代にやや家勢を挽回した馬氏は、以下のように受けつがれていった。すなわち、士宜には子がなく、堂弟（父のいとこの子）士寧の子魯を後嗣とした。魯は乾隆二十五年に擧人となり、陝西靜寧州の學正をふりだしに官界へ

はいった。魯のあとは一子步雲がつぎ、彼は生員となったが、そのあとは一子聯魁がついだ。ただし、彼らの傳記は「世行錄」におさめられていない。

七

以上は、馬自勉一家の系譜であるが、「世行錄」によると、馬自修一家の系譜をたどることもできる。「世行錄」の編者馬先登は、その末孫である。

すなわち、馬騰蛟が書いた奉祀生先考昌齋府君行狀、李元春の奉祀生昌齋馬公墓誌銘（世行錄卷一三）などによると、馬自修のあと、彼の家系は、つぎのようにつたえられた。自修の子憬は山西平陽府曲沃縣の縣丞となり、そのあとは馬榕がついだが、彼は直隸眞定府の通判をつとめ、その子馬紹烜もまた陝西寶鷄縣の訓導となった。ついで、家系は建土・纘武・光湧と受けつがれたが、この間は、系譜が明らかなだけで、彼ら三名がいかなる身分をもったかすら不明である。おそらく、この期間、家勢は一種の逼塞狀態にあったのであろう。光湧には維俊・良驥という名の二子があったが、良驥は生員の身分をもった。良驥は四子をもち、そのうち、兆行は生後十日で死亡したが、兆祥は齎奏廳の官を買い、兆玉もまた捐納によって國子監生の資格をえた。そして、長子兆運は伯父維俊のあとつぎとなった。

馬兆運（乾隆二八～道光五）　字は昌齋、號は耆翁。幼時より詩文にすぐれた才能を示したというが、當時家計は苦しく、先生をえらんで勉學をつづける餘裕はなかった。父良驥は生員であったが不遇であり、近くの澄城縣靈皐鎭に私塾を開いて、いつもは不在がちであったため、彼は長子の努めとして、家務をとりしきらねばならず、ために勉學に專念することができなかった。しかし、向學の志はいささかもおとろえず、孫の馬先登が書いた奉祀生先考昌齋府君行狀（世行錄卷一三）に、

蓋府君（兆運）以毿毿白髮、携其孫以應童子試者、已歷數載、人方將謂、祖孫必且同案、傳爲鄉曲佳話、

とあるように、孫とともに童試を受験するほどの徹底ぶりであった。ただ、彼自身はついに童試にも合格せず、晩年は族子たちに希望をつないだという。そして、「行狀」には、

居家事無巨細、必預爲規畫、…夜分恒三四起、天甫明、求衣督傭工力作、

と表現し、同じ事實を李元春の奉祀生昌齋馬公墓誌銘（世行錄卷一三）に、

公治家事、無鉅細、必預爲規畫、夜分恒三四起、農事興、往田間、必身率先、終身拮据、

と記すように、彼はもっぱら農業に従事し、家計を維持したが、努力の甲斐あって、後年にはやや餘裕を生ずるにいたっていたらしい。なお、右の「墓誌銘」によると、一家は、遠祖自修の曾々孫にあたる建土の時、康熙三十三年に、馬氏の本據ともいうべき、同州城南の馬坊里から、州北十餘里の東小坡底へ住居をうつしたとある。

馬兆祥㉓（乾隆三五～道光一二）字は麻齋、良驥の次子、兆運の弟で、從伯祖應璽のあとをついだというが、この人物が系譜上に占める位置は明らかでない。前述のとおり、當時、東小坡底の馬氏の經濟狀態は苦しく、學業をおさめることができなかったので、彼は商人として身をたてた。孫繼謨の書いた彼の傳＝齎奏廳麻齋馬公暨元配孫安人合葬墓誌銘（世行錄卷一三）には、つぎのようにみえる。

公乃奔走負販、風餐霜宿、二十年無暇日、迨公叔弟輝堂（兆玉）季弟敏齋（兆行）兩公、相繼踵其業、公遂不復出外、而主進於府城、

商人としての彼は、はじめ、いわゆる客商として各地にでむいていたが、弟たちが業務をつぐようになると、自分で行商することをやめ、府城にあって指揮をとった、というのが、右文の大意である。咸豐同州府志卷二一風俗志に、

窮民苦衣食之不給、富者皆棄本逐末、各以服賈起家、蜀卓宛孔之流、甲於通省、朝邑富人、尤甲一郡焉、

とあるのによって知られるとおり、同州府は、その頃、商人輩出の地であったが、彼と弟たちは、その一員であったわけである。そして、晩年、捐納によって齎奏廳の官を授けられ、一應の官僚身分を取得している。彼晩年の生活を、右の

「墓誌銘」は、このように書いている。

爲人衣布、素食粗糲、惟刻意理家、丈室廬田産器什几榻與夫冠婚喪祭之需、大半多由公出、稍有贏、則推及鄰里、嘉慶壬申（一七）歲侵、指困以濟、生平不妄耗一錢、供讀書則不少吝、所知有稱貸者、慷慨應之、不計其能償與否、

よく一家をととのえ、近隣の人々にも恩惠をあたえ、災害があれば救濟につとめ、學問を奬勵するなど、一家および鄕黨の中心的存在であったことがうかがえよう。また、彼が金錢を他人に貸し與えていたことも、注意しておいてよいであろう。彼には何人かの子女があったらしいが、いずれも成人せず、兄兆運の次子有德があとをついだ。

馬兆玉（乾隆四〇～道光二七）　字は國寶、號は輝堂、良驥の第三子、兆運・兆祥の弟である。兄たちと同じく、學問の途にすすむことができず、彼もはやくから商人となった。この間の事情を、馬先登の書いた誥贈奉政大夫太學生叔祖輝堂公墓表（世行錄卷一三）は、つぎのように述べている。

家世貧、食指繁衆、德菴公（良驥）藉舌耕贍養、饔餐不給、公於是粗習句讀、卽去而就賈、與姉丈朗若崔君、市易木棉於直隸保定一帶、…公則獨自販鬻以歸、利獲倍蓰、當是時、庥齋公（兆祥）亦販粟於三原之美原鎭、敏齋公（末弟兆行）則又馳驅甘涼、皆能師廢著權子母、獨昌齋公踵父業、仍設帳授徒、然得內無甘旨之缺者、賴有公等賈故也、

つまり、彼は木棉を扱う商人として直隸方面を舞臺に活躍し、兄兆祥は穀物商、弟兆行も遠く甘州・涼州方面に進出する商人であり、彼らの努力によって、一家の經濟狀況が大きく好轉したことがわかる。さらに「墓表」がいうところによると、彼は商人として成功した後、一時的に業務をやめるが、間もなく再度業界に復歸し、

乃復居貨於涇陽及邑之羌白鎭、俾子弟分任之、涇羌爲四方商賈輻輳之區、公伉爽練達、質劑輒中窾要、遠道繦至者、咸暱就公、得一言平章、卽交易各得其所、以故名噪甚闞闐、西涼北直諸巨商、無不知吾秦有輝堂公者、

といわれるような、地元はいうまでもなく、華北から西方地域にいたる商業界に、指導力と影響力をもつ有名人となった。「墓表」の冒頭に、馬先登は、自分が讀書して名を成せたのは、「固繇父生而師敎之、而叔祖輝堂公之卵育翼長功居

多」と記して、深い感謝の意をあらわしている。彼が後年、進士に合格できたのは、この大叔父のおかげであったと、彼は考えていたのである。

馬騰蛟[36]（乾隆四九～咸豐三）　字は天階、號は小坡、馬兆運の長子で、「世行錄」の編者馬先登の父である。幼時から經史の學をおさめ、嘉慶十五年には縣學の學生となったが、それ以上にすすむことはできず、「授徒舌耕爲業」（覃孫撰・誥贈朝議大夫天階馬公暨配左恭人墓誌銘・世行錄卷一三）という、一介の田舍教師の生活に甘んじた。しかし、學問への情熱はうすれず、弟有德と長子先登を、當時、同州府一帶で名聲のあった李時齋先生のもとに遊學させている。その甲斐あって、先登は、道光[37]二十七年、進士に合格、馬氏としては、自強・慥の親子につづいて、約二百八十年ぶり、三人目の進士となった。

ただ、彼の時代にも、はじめ、家計は必ずしも豐かではなかったようである。この點について、馬先登の筆になる誥贈朝議大夫先考庠生天階府君暨先妣左恭人行狀（世行錄卷一三）には、つぎのようにみえる。

當不孝（先登）之未第也、家爨再折、食指且日衆、府君三世皆藉館穀養家、以是窮窘較甚、…而修脯寥寥、不敷贍養、家亦無長物可質肆庫、

そして、馬先登が進士となる前後の頃、一家の經濟狀態は、ようやく上向いていた。「行狀」は、さらにつぎのようにつづけている。

後家稍阜、遇有乞貸、不取子息、甚則無力償亦聽之、丁未（道光二七）歲侵、分所有以賙比隣、賴擧火者悉加額、稱誦府君則曰、此吾母意也、其善體親心、與他隱德善行、率類如此、

道光二十七年は、前述のとおり、先登が進士となった年であるが、當時、他人に錢穀を貸しだすくらいの餘裕を生じていたわけである。

彼には夫人左氏との間に五子があった。先登・毅登・捷登・銳登・續登であるが、先登は進士、毅登は武庠生、銳登は

生員である。彼らの傳は『世行錄』におさめられていないが、毅登については、『不孝弟毅登、服賈涇州、』と、母親の傳＝馬先登撰の先妣左孺人壙誌（世行錄卷一三）にあり、彼は叔父たちと同じく商人であったことが知られる。商人として一應の成功をおさめ、捐納によって武庠生の身分をえたのであろう。

八

陝西同州の馬氏は、大略以上のような系譜をもって、明清時代を生きつづけてきた。明末の時期に「吳中は田土沃饒たり、然れども賦稅重く俗は淫侈なり、故に百年の富室有ること罕なり、大官たりと雖も、家は一・二世にして輒ち敗す」（震川先生文集卷二五・敕封文林郎分宜縣知縣前同州判官許君行狀）などといわれているような、先進經濟地帶である江南地方の狀況とくらべると、それは異例といってもよいほどの時間である。

その理由は別として、本論で紹介したとおり、馬氏の系譜はながくつづいただけでなく、主要な家系を受けついでいった人物は、ほとんどすべて、生員・擧人・進士であり、多くは官僚として政治の世界に活躍している。その間、時代の流れに對應し、何度かの家產分割を行って、各家の家計を獨立させ、また、移住の例もないわけではない。しかし、こうして、家系と生活を別にしながら、それでも、馬先登の時に「世行錄」を編纂するくらいの、族的結合を維持してきたのは事實である。

しかも、「世行錄」に傳をもち、生涯の概略をうかがえる人たちは、官界に一生をおえた者は別として、退官して鄉居した者、官界へ足をふみいれなかった者など、いずれも、農業を主たる生業としつつ、地主であり、金貸しであり、商人であり、時として私塾の敎師であったが、また、彼らは、鄉里における政治・經濟・文化の諸機能の指導者でもあった。四・五百年というながい歷史のなかで、何度か家勢の興亡や經濟的な危機があり、王朝交替をふくむ政治的激動をも經驗しつつ、それらをのりこえて、馬氏の系譜はつたえられたが、その間、馬氏の生活と鄉黨に對する立場は、ある程度の變

動を含みつつも、ほとんど不變であったと認めてよい。そうした危機を克服するについて、多くが生員以上の身分をもった彼らに與えられていた諸特權[⑥]が、有利に作用したであろうことは疑いない。

このように、從來から指摘されている鄉紳のもつ諸側面、―たとえば、一族に官僚または官僚候補者をもち、地主であり、商人であり、地域社會における慈善・救濟・調停などの實踐―をすべて具備した馬氏は、ながい系譜をもつことをもあわせて、鄉紳の典型的な事例と認めることができる。

ところで、近年、この鄉紳問題が一部で大きくとりあげられようとしている。[⑦] それは、鄉紳を、明末清初の歷史的變化の總體ととらえ、鄉紳の成立と展開を一貫して整序しようという志向にもとづく如くである。こうした考え方に共鳴するわけではないが、本論は、馬氏という一鄉紳の具體的系譜を説明し、個人の經歷をたどることに主力をおきつつ、その實態を紹介するのを目的として書かれた。ただ、史料としての「世行錄」におさめる諸傳の內容が、當代文人の興味と關心に制約されているのに關連して、説明が類型的になったことは否定できない。したがって、鄉紳と彼らのもつ諸側面について、系譜上の問題以外に、とくに新知見を加えたとは考えていない。一つのケース・スタディと稱する所以である。

註

① 雍正十三年、同州は府に昇格している（咸豐同州府志卷六沿革表）。

② 周知のとおり、明代に宰相という官職はなく、「內閣大學士」とよばれるものの通稱であった。

③ 「馬氏世行錄」は、正式には、世行錄七卷・後錄三卷・續錄一卷・又續錄二卷・又續錄之餘一卷から成りたっているが、本稿では「世行錄」で統一した。したがって、卷數は通卷のものである。

④ 鄉紳という用語は、たとえば、藤井宏氏によると、「明清時代に現職、退職の官僚を彼らの鄉里で呼んだ言葉」（アジア歷史事典・二・四〇六頁）と定義されている。

⑤ 南企仲撰・中順大夫湖廣辰州府知府寅所馬公墓誌銘（世行錄卷七）など。

⑥ 五人とするものと、六人とするものの二種の見解が「世行錄」に示されているが、名前の明らかなのは五人である。

⑦ 孫繼皐撰・誥贈光祿大夫太子太保禮部尚書兼文淵閣大學士繁

峙令馬公神道碑銘、王學謨撰・傳（世行錄卷一）

⑧ 王圻・續文獻通考卷五〇選擧考に「景皇帝景泰元年以邊圉事殷、令天下生員納粟上馬者、許入監、……我朝納粟入監事例、濫觴於此」とあるのからすると、これが景泰元年からはじまることは明らかである。

⑨ 馬自強撰・誥贈通議大夫詹事府詹事翰林院侍讀學士先考南野公暨妣李淑人繼妣張氏行狀、張四維撰・誥贈通議大夫詹事府詹事禮部左侍郎兼翰林院侍讀學士直隸順天府宛平縣縣丞南野馬公墓誌銘、李廷機撰・墓表、魏學曾撰・傳（世行錄卷二）

⑩ 王家屏撰・承德郎直隸順天府通判懋菴馬公墓誌銘、何東序撰・墓表、何洛文撰・傳、馬自強撰・楊孺人墓誌銘（世行錄卷三）

⑪ 馬慥撰・誥授光錄大夫太子太保禮部尚書兼文淵閣大學士贈少保謚文莊先考乾菴公行實、魏學曾撰・誥授光祿大夫太子太保禮部尚書兼文淵閣大學士贈少保謚文莊馬公行狀、張四維撰・墓誌銘、申時行撰・墓表、王錫爵撰・神道碑銘、同・傳（世行錄卷四）、この他、馬自強の傳は、明史卷二一九、國朝獻徵錄卷一七、本朝分省人物攷卷一〇四などにある。

⑫ 韓爌撰・散官允菴馬公墓誌銘（世行錄卷五）

⑬ 宮崎市定・科擧（秋田屋・一九四六）によると、明代に明經科はなかったようであるから、この記述にはやや疑問がのこる。ただ、世行錄卷一一にみえる馬嗣煜の傳―盧某撰・誥贈中議大夫太僕寺少卿山東濟南府通判元昭馬公行狀、李楷撰・馬二岑傳によると、歲貢生に選拔されることを「明經をもって云々」と書いているところもあるから、こうした用例であるかも知れない。記して後考をまちたい。

⑭ 李元吉撰・徵仕郎平定州判官盧菴馬公墓誌銘（世行錄卷五）

⑮ 李維楨撰・贈奉直大夫散官約甫馬公墓誌銘（世行錄卷六）

⑯ 楊繼禮撰・修職郎吉川學正誠軒馬公墓誌銘（世行錄卷六）

⑰ 南軒撰・處士馬靜甫墓誌銘（世行錄卷七）

⑱ 南企仲撰・中順大夫湖廣辰州府知府寅所馬公墓誌銘（世行錄卷七）

⑲ 馬慥撰・誥授朝列大夫山東布政使司右參議兼按察司僉事整飭臨清等處兵備使伯兄效乾先生行狀、王學謨撰・誥授朝列大夫山東布政使司右參議兼按察司僉事整飭臨清等處兵備使效乾馬公墓誌銘、韓爌撰・墓碑銘、南師仲撰・墓表、盛以宏撰・傳（世行錄卷八）

⑳ 石原道博・文祿慶長の役（塙書房・一九六三）

㉑ 「臨清の民變」については、横山英・「中國における商工業勞働者の發展と役割」（歷史學研究一六〇）に論及されているが、註⑲に列擧した馬怡の五つの傳記は、「臨清の民變」に關する有力な史料となるであろう。

㉒ 盛以宏撰・誥授通議大夫南京尚寶寺卿顧甫馬公墓誌銘、孫瑋撰・墓碑銘、南師仲撰・墓表（世行錄卷九）

㉓ 史記事撰・文林郎四川屏山縣知縣濟宇馬公墓誌銘、王宏祖撰・墓表（世行錄卷一〇）

㉔ 韓爌撰・誥授中憲大夫雲南按察使司副使洱海道敦若馬公墓誌銘（世行錄卷一一）

㉕ 王宏祖撰・承德郎直隸蘇州府通判用宇馬公墓誌銘（世行錄卷一一）

㉖ 王宏祖撰・奉直大夫雲南師宗州知州季幹馬公墓誌銘（世行錄

卷一一）

㉗ 盧某撰・誥贈中議大夫太僕寺少卿山東濟南府通判元昭馬公行狀、李楷撰・馬二岑傳（世行錄卷一一）

㉘ 明實錄崇禎一六年二月・三月丁酉の條によれば、この時期、武定州は清軍の攻撃をうけたとある。

㉙ 馬魯撰・歲貢生曾祖相九公行狀、馬先登撰・馬相九別傳（世行錄卷一二）

㉚ 馬魯撰・贈修職郎增廣生先祖君典公行狀、馬應龍撰・例贈孺人李太孺人墓誌銘（世行錄卷一二）

㉛ 馬魯撰・例贈修職郎增廣生先考東園公行狀、張廷榴撰・例贈修職郎增廣生東園馬公墓誌銘（世行錄卷一二）

㉜ 馬騰蛟撰・奉祀生先考昌齋府君行狀、李元春撰・奉祀生昌齋馬公墓誌銘、李元春撰・例封孺人馬母武太孺人合葬墓誌銘（世行錄卷一三）

㉝ 孫繼謨撰・齎奏廳庠齋馬公暨元配孫安人合葬墓誌銘（世行錄卷一三）

㉞ 馬先登撰・誥贈奉政大夫太學生叔祖輝堂公墓表（世行錄卷一三）

㉟ 馬先登撰・誥贈朝議大夫先考庠生天階府君暨先妣左恭人行狀、賈璨撰・誥贈朝議大夫天階馬公暨配左恭人墓誌銘、馬先登撰・先妣左孺人壙誌（世行錄卷一三）

㊱ 馬先登の經歷は、いまのところ、道光二十七年の進士であること、同治七年九月付け「世行錄」の序文に、「賜進士出身誥授朝議大夫權知河南懷慶府事」と肩書きを記していること以外には、わかっていない。なお、「明清歷科進士題名碑錄」によると、馬先登と同年の進士に、沈葆楨や李鴻章の名がみえる。

㊲ この點について、本稿は、Chung-li Chang: The Income of the Chinese Gentry (Univ. of Washington Press. Seattle 1962) の結論と一致する。

㊳ 宮崎市定・科學・九二頁以下。

㊴ 重田德・鄉紳支配の成立と構造（岩波講座・世界歷史第一二卷・中世六）なお、こうした考え方を具體化する業績として、小山正明・明代の十段法について（千葉大學文理學部文化科學紀要一〇輯）などがある。

land registers and of unregistered lands (*yin-tian* 隱田), but the local gentry were unwilling to relinquish either of these to the state and ignored the deadlines that were set.

Later on, in the middle of the Kang-xi 康熙 period, surveys of one county at a time are notable, land registers being composed in this case for limited areas. But after the middle of Kang-xi surveys of entire provinces were prevalent. In the 1690's the *zi-shou chou-jang* 目丈一抽丈 method of surveying became widely established. In adopting this method, however, the state was obliged to grant de facto recognition to unregistered lands.

The reasons for this include the separation of the local gentry from the process of production, the relative improvement in the status of the direct producers, the *dian-hu* 佃戶, widespread rent resistance (*kang zu* 抗租) on the part of the tenants which made for instability in rent collection, and also the state's inability to force collection (or increase) of taxes.

What came to the fore here, as an instrument of rural control based on compromise and co-existence between the state and the local gentry was the *di-ding yin* 地丁銀 system. The state, on behalf of the gentry and the landlords, guaranteed the tenants payment of rent by violence, and the gentry undertook to pay their taxes to the state; but as the compilation of land registers might have given the state unilateral power to increase taxes, it was perhaps for this reason that they were not compiled.

The Ma 馬 Clan of Tong-zhou 同州, Shang-xi 陝西

Takanobu Terada

This paper is a case study devoted to the problem of the local gentry. Utilizing the *Guan-xi Ma-shi shi-xing-lu* 關西馬氏世行錄 as a principal source, the author pursues the genealogy of the Ma clan of

Tong-zhou, Shan-xi —which produced the Ming Grand Secretary Ma Zi-qiang 馬自強 (1513—1578) — and the activities of the clansmen over a period of four to five hundred years, from early Ming to late Qing. He concludes that nearly all the people who appear in the *Shi-xing-lu* were degree-holders (*sheng-yüan* 生員, *ju-ren* 擧人, or *jin-shi* 進士), and that with the exception of those clansmen who spent their entire lives in the imperial bureaucracy, all of the ones who were either retired from office and living in the countryside or still on active service were mainly preoccupied with agriculture and acted as landlords, moneylenders, merchants, and teachers in private academies. Furthermore, it is argued, the Ma clansmen were political, economic, and cultural leaders in the Tong-zhou area, and throughout the whole span of the Ming-Qing era their mode of life and their relations with village society remained virtually unchanged.